

### 対人、対物、傷害、車両保険の「お支払いできない主たる内容」の注意喚起

#### ※ 対人事故

- 1、故意、及び重大な過失による事故
- 2、地震、噴火、津波、台風、洪水を原因とする事故
- 3、相手と加重して約束した損害
- 4、被保険者自身の損害  
例えば、運転者、車両所有者、保険契約者自身の人損など。
- 5、被保険者、及び被保険自動車を運転中の父母、配偶者または子供  
父母、配偶者、子供の対人賠償に、ご注意下さい。(但し、下記の傷害は対象になる場合があります)
- 6、被保険者の業務に従事中の従業員  
会社の車を運転していて、同乗の同僚が死傷した場合などです。
- 7、上記は概要です。ご契約の保険種類により異なる場合も有ります。詳細は約款をご参照下さい。

#### ※ 対物事故

- 1、故意、及び重大な過失による事故
- 2、地震、噴火、津波、台風、洪水を原因とする事故
- 3、相手と加重して約束した損害
- 4、被保険者の所有、使用、管理する財物損害  
会社同志の事故や、会社のリース車両、リース財物を自社の車両で壊した損害など  
積み荷の損害、クレーン車で吊り上げ卸し中の財物、顧客から預かった商品の損害など
- 5、被保険自動車を運転中の者、及び父母、配偶者、子が所有、使用、管理する財物  
車を借りて運転して、自分の二輪をぶつけた損害や、バックしていて自宅を破損した損害など
- 6、被保険者、またはその父母、配偶者、子が所有、使用、管理する財物  
ご主人の自動車で、奥様の自動車にぶつけた場合など
- 7、上記は概要です。ご契約の保険種類により異なる場合も有ります。詳細は約款をご参照下さい。

#### ※ 傷害保険(人身傷害)(搭乗者傷害)

- 1、戦争、内乱、地震、噴火、津波、暴動、核燃料物質によって生じた損害
- 2、契約車両を競技もしくは曲技(練習含む)に使用して生じた損害
- 3、無免許運転、酒気帯び、麻薬などの影響を受けた状態の運転によって被った損害
- 4、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- 5、被保険者の闘争行為、自殺行為、または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 6、保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた損害
- 7、極めて異常かつ危険な方法で車両に搭乗中の方に生じた損害
- 8、保険給付を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害
- 9、上記は概要です。ご契約の保険種類により異なる場合も有ります。詳細は約款をご参照下さい。

#### ※ 車両保険

- 1、故意、及び重大な過失による事故
- 2、戦争、内乱、地震、噴火、津波、詐欺、横領による損害
- 3、被保険車両を航空機、フェリーポートを除く船舶に輸送中の損害
- 4、車両の欠陥、摩擦、腐食、さび、及び故障損害
- 5、車両に固定装着されていない付属品(ポータブルナビ、CDなど)に生じた損害
- 6、タイヤのみの損害  
いたずらでパンクさせられてしまったなども、「タイヤ(消耗品)のみの損害」で免責になります。
- 7、無免許運転、酒気帯び運転、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーを原因とする事故
- 8、車両保険の種類により、補償範囲が異なり、お支払出来ない場合や、前方車に追突して、慌ててバックして、後方車に逆突した事故は、二事故と判断されますのでご注意下さい。
- 9、上記は概要です。ご契約の保険種類により異なる場合も有ります。詳細は約款をご参照下さい。

#### ※ ご注意

上記は保険種類を横断して平均的概要を掲示しています。  
人身傷害と、搭乗者傷害の違いなど、詳細のお問い合わせは、当社にお電話下さい。